

## 第十一節 ボードウインの来任

文久二年（一八六二年）のポンペの帰国に際し、かねて推薦していたマンスフェルトの代りに、出島のオランダ商社会社代理人ボードウインの紹介によって、オランダ陸軍一等軍医ボードウイン Dr. Anthonius Françoise Bauduin が来任することとなった。ボードウインは

ユトレヒト陸軍々医学教授であったが、ポンペの帰国前に来朝した。その上陸日時については未だ詳らかにしないけれども、既に、閏八月二十二日（陽曆十月十五日）には着任し、ポンペと事務引継きをなしていた。ポンペが九月十日（陽曆十一月一日）に長崎を出帆するまでの間に、眼科学に委しく、検眼鏡を持参して来ていたボードウインの名声を頼って、近郊の眼疾患者が多数養生所に受診に来た。そしてボードウインは優れた眼科手術手技を發揮したのである。さて、このボードウインの着任に関して、奉行所はコレラ及び一般診療の手續きを

布告することとなった。コレラは上海から伝染して、この年の夏も流行していたのである。

「文久二年壬戌杳月起、巫官吏往復留、外務局」によれば、九月十二日（陽曆十一月三日）、アメリカ領事はポンペの後任として、ボードウインが着任した旨の長崎奉行所の通知を受取り、翌日、その返事を認めている。

### 第百号

在長崎合衆国コンシユル館ニ於て  
千八百六十二年第十一月四日我九月十三日

君

一 長崎養生所事務是迄医師ポンペファンメルデルフォールト取計らひ来候処以来ハ医師ア、エフ、ボードイン江引請猶諸般事務去ル十月中鎮府示達之趣意ニ随ひ取扱可申上旨足下第廿四号之芳札拙者昨者落手承知いたし候謹言

合衆国コンシユル

デヨンヂーウォルス

第十一節 ボードウインの来任

長崎権理鎮台

中台信太郎君江

右文意和解仕候以上

戊九月十四日

平井義十郎

「従万延二年至文久二年、文書科事務簿、手頭留、公事方」に文久二年十一月六日(陽曆十二月二十六日)付の次の文書がある。

一 応接掛

一 外国公事方掛

一 居留場掛

一 石炭掛

但輸出云々

右者商法掛附属与可相心得事

一 寄場掛

右者公事方掛附属与可相心得尤当分之内小柴善左衛門江是

迄之通申渡候

一 産業掛

一 植物掛

一 陶器所掛

一 波戸場掛

一 製茶掛

一 御船掛

運用掛取調役

調役 江

一 文学世話掛

一 洋学世話掛

右者御用所附属与相心得可申尤植物掛之義者当分之内小柴

善左衛門江是迄之通申渡候

一 普請掛

一 養生所掛

右者書物掛附属与相心得可申候

一 銅産掛

右者会所掛附属与相心得可申候

一 修船場掛 御軍艦打建 石炭

右者製鉄所掛附属与相心得可申候

右之通申渡候間得其意支配之者江も可申渡候

戊十一月六日(二字朱)

これは幕府の機構改革に伴う長崎奉行所の機構改革で、養生所は以後、書物掛の管轄に入った。

調役 江

医療教師として和蘭を御呼寄相成候ボードエン江診察頼度者

有之節暴瀉病又ハ危急之症ニ而寸時も難捨置程之もの者以来

常例願立之手数ニ不及直ニ養生所江申立同所之差図を以診察

受可申候其外一通り診察ホを受度者者願立ホ之手数は迄之通

可相心得候尤右者ボードエン江限候事右之通申渡候間得其意

支配之者江も可申渡候

戊十一月十八日(三字朱)

(同前「手頭留」)

即ち、文久二年十一月十八日（一八六三年一月十日）、長崎奉行所は調役を通じて支配の者に対し、新任のボードウインを紹介したのである。又、この前日には代官高木氏を通じて市中・郷中にこのことを達するよう命じている。

その後、ボードウインは奉行所に上申して、医学教育奨励を願ったので、奉行所はこれに対して市中及び郷中に次の布告を發した。

医術之儀ニ付而者江府ニおゐて不一方御世話有之既ニ於当地茂先般養生所並医学所御取建相成和蘭醫師ボンベ引統当節ボードエン御呼寄伝習被仰付候間役医師共者勿論地下之ものニ而も医業心掛候ものハ忰二三男厄介等ニ至迄十五六歳ハ三拾五歳迄のもの養生所医学所ニ罷出伝習稽古相願候儀不苦候尤出精熟達之ものハ同所役掛をも申付市中開業勝手次第第二而格式並手当等も可差遣事ニ有之候間銘々厚相心得同所掛直々願立候様可致候

右之通市中相触候間得其意郷中江も可被相触候

戊十二月九日（二字朱）

即ち、ボンベの後任ボードウインが医学伝習を命ぜられたので、役医師は勿論、町医師の子弟その他、十五・

六才より三十五才までの者は誰でも医学伝習をうけ得るし、又、修業の上はその分に応じて特別待遇をうけ、又、市中開業は勝手であると申渡した。

この触の文中、江戸における医学教育奨励のことが述べてあるが、これは先に掲げた閏八月の西洋医学奨励の訓令をさすもので、西洋医学所が整備されて、大坂の緒方洪庵が奥医師に登用され、同医学所頭取を命ぜられ、取締役伊東玄朴と協力して西洋医学の発展の機を得たのである。なお西洋医学所は翌年に至って、医学所と改称され、松本良順を頭取とし、伊東貫斎を取締となし、医科七科を定めて機構を一新した。

ところで、文久二年十二月（一八六三年）には養生所掛の人事異動があった。これはボードウインの来任後、最初の人事異動であるが、やはりこれも医学教育機構の改革の一端であって、この時、長崎奉行所では多くの人事異動が行なわれていたのである。「従万延二年至文久二年、文書科事務簿、手頭留」によれば、養生所掛では次の二人の異動がなされている。鍋木貫一及び鈴木卓太郎

第十一節 ポードウインの来任

は「養生所之方以来本掛与可相心得御用所詰之儀者差免尤銘々外掛之儀者御用所詰之もの申合可相勤候」と申渡され、養生所専任となつたのである。文久三年（一八六三年）正月勿々、鍋島齐正が幕府の文武修業顧問に任ぜられてから、種々の改革が行なわれ、二月には学政更張及び小学校取建用係の任命があつた。医学伝習は「文久三年、文書科事務簿、手頭留、公事方」によれば、次の五人が二月七日（陽曆三月二十五日）、長崎に留学を命ぜられているのである。

支配向江  
 奥医師 松本良順  
 川辺宗瑞  
 寄合医師 添田元春  
 奥医師 竹内玄庵  
 渭川院粹  
 同 緒方洪載  
 洪庵粹

右者为医学伝習被 差遣候旨従江府申来候間支配之者<sup>五</sup>も可  
 申聞置候

亥二月七日（二字朱）

このうち、緒方洪載（幼名平三、通称洪哉、名は準、後に惟準、字は子繩、号は蘭洲。）の長崎医学伝習任命文書があるが（緒方富雄博士蔵）、洪庵歿後の文書である。この洪載は安政六年（一八五九年）秋、父洪庵の命によつて長崎に留学していたので、この時、始めて幕命によつて留学が継続されたものであつた。

緒方洪庵江

覚

洪庵粹 緒方洪載

長崎表ニ其儘罷在医学伝習可致旨申渡候ニ付人足式人馬疋之御朱印

御手当米百五拾俵四ツ物成月割

但於長崎表三季ニ割合相渡候筈片道中御手当金拾三兩

右之通被下之

緒方洪庵江

洪庵粹 緒方洪載

長崎表医学伝習其儘罷仕候様可被為候

江戸では二月より将軍家茂が攘夷問題で京に出立し、

三月四日（陽曆四月二十一日）に二条城に着き、攘夷祈願のため、加茂行幸に供奉すべき旨の勅諭を賜わった。これは尊皇、攘夷の思想が漸く蛮夷掃攘の方向に決定して、開国とは云い乍らも、尚旧制度の持つ悪習による思想として残渣を示しているものではあるが、やがては維新を齎らさるべき胎動でもあったのである。

この年の夏、再び上海にコレラが流行している旨、オランダ書記官が報じたので、早速予防法が達せられた。先の安政五年（一八五八年）夏にはまだ病院の設置をみない時期であったため、大村町の小さな伝習所で苦惨をなめたのであったが、文久二年（一八六二年）は養生所という立派な施設を持っていたので、安政五年とは趣を異にした。然し、文久二年に官版の予防法が出されたのと同じく、「文久三年、文書科事務簿、手頭留、公事方」に次の文書が長崎奉行所から六月十三日（陽曆七月二十八日）に達せられた。

#### 支配向江

上海辺此節コレラ病流行殊ニ当節は勢ひ甚しき由阿蘭陀書記

官上海ニ而見聞いたし候趣申立候昨年も同所ニ流行之沙汰有之候後三十日斗を経て当地ニ流行候由承および一体コレラは悪気相感候病ニ候得共伝染もいたし又は不養生之もの兎角煩ひ候よしなれば用心ニ寄て引受さるよふに相成候間心得之ため食禁并平常養生書付相渡市郷ニ相触候間得其意支配之もの五も可申聞置候

亥六月十三日（三字朱）

#### これら養生法

これら流行のときといへとも直様うろたへさわきてそのつねのならひをかふべからす只よく養生をおこたらぬようにおたやかにやしなひをせんことを肝要とす

家屋しきおこたらすそふじしてしやう／＼になしきよらかなる気のかよふやうにしてきたなくけからわしき事をいむへし尤油こくしてこなれがたきもの油あけ餅たんの類とよくうまざる木のみ草のみを食すべからす凡しよくしてあしきものを左ニしるす

- 一 すべてたまこある魚 色青き魚
- 一 いわし さば たこ いか しび かつを
- 一 くしら このしろ かに はまくり ゑひ 凡しほつけ

#### の肴類

- 一 すいくわ きうり まくわ かき なし
- 凡右にしるすものはいまよりあつき間ハわすれても食すべか

らす

凡ことしこれらの気味これある時はすぐにはらあしをあたゝめきやく湯足を湯に入れて又ハ風呂にて惣身をよくあたゝめ又は腰湯をしてそふしてあつき夜具をかけ十分にあせをとるへしその後には猶ひへぬやうに心付へし又ハ日にてらされあつきにあわぬよふにしてこゝろはへをやすくしてなにもおもひこらさず惣身をやすらかにすべし男女の交りをつゝしみ多く人のあつまりたる所にゆくへからず酒食事すぎさるよふにすへし養生にハ一日ちよく一ツくらいしやうちうを乃むこと大きによししかれ共多分に乃むとわざと其身をほろぼすにいたるへし慎むべし

七月に入つて長崎奉行所は再度、市中・郷中及び支配向に對してコレラ罷患の節は養生所に赴き、治療を受けべき旨を達している。

支配向江

当節コレラ病流行いたし候哉ニ相聞候付而者養生所ニおゐて御施藥成遣候間同所ニ可願出候尤病症ニ寄願次第同所ハ醫師被越候答ニ有之候

右之通市中郷中ニ茂相触候間得其意支配之ものニ茂可申聞置候

亥 七月

「萬延元年申年々元治元子年迄、仏朗西官吏往復、税局応接掛」によれば、コレラ流行に關するレオン・デニール Leon Dury と奉行所との往復文書がある。

任長崎仏国岡士館におゐて

千八百六十三年七月十五日

長崎副鎮台足下

貴屬

一 予乃職務及び惻隱之心を以て旧年許多乃貴国人民コレラ痧病乃攻撃に熟慮を加ふべき事を伝知せしめ爰を以て若し今又不幸にして此の恐懼すへき凶敵痧病を再ひ出現する事あらハ予亦諸人ニ是を与んとす然りといへとも此凶禍を接待する事はを防備するニしくハなし是屢々其効驗を得し処なり予思うに予も一員乃医生なれハ些の管見を足下ニ相呈するを許容あるへしと況んや上海ニ於て数度は是を施行せし事を予聞知せり

一 第一取行ふべきハ諸の果実乃未だ充分の熟成ニ至らざるを售売する事を禁すへし市街ニ於て許多の流行病の萌芽たる物を通し況や諸人一概に是を食して構ふ事なし是れ予甚た見て恐るゝ処なり

一 第二ニハ人民の則ち世界中に充滿する如き愚昧の者コレラ腸胃の鬱積を免れんためニ炎暑之時に於て冷水を飲み或ハ夜中に其身を冷湿の甚敷処に暴露し一室の中ニ多く群集

する事を禁し就中睡眠する時ニ当り而ハ家屋を周回する所を適宜ならしめ家中をも同く清潔ならしめ且瘴氣を發出すへき畜類乃殞死して病症を生ずる物を近くへからす第三ニ者人民に告知を為して服中の病症の初めて顯ハるゝ時ハ恐惧する事なくして昼夜ニ拘らず即ち医師を招き其治療ニ従順すへし

一 此凶病を得し模様の時ハ是を接待して速に平癒せしむへし若此恐惧すへき凶病をして人身の骨髓に染治せし時ハ吐瀉して終に其乃死に及ふなり

一 予の家に於て是に就て自ら大ニ其治療を為して病症を救助せり然といへとも痧病ハ許多の災禍を為して此の捉捕する手術なけれハ甚恐るゝ処なり

一 些の防備の法あるといへとも若諸人不幸にして長崎の城市再ひ此凶悪なる病禍の來入を得し時ハ足下ニ於て予か誠心を取行ハ予將に新習之管見を相献して則ち前文ニ相述する如く予か言に誓ひ平常流行病を相防くへき仁術を希望する医生乃ために良善なる意見の効驗を与ふへし是醫師ハ其關係の艱難を通曉する故也然時ハ予の職務として平常是を施し用ん事の希望正に相満つへし

一 時下長崎ニおゐて哀憐苦痛すへき病症盛んニ流行し許多の人民予ニ來りて其治療を乞ひ求む

一 予今最も要方なる所の眼薬を与ふへし則チニトラート・ド・アルジャントと(薬名)名づく是予の仁術の職務なり

## 第二章 長崎医学の基礎

若足下是を望まハ是をして貴国の医師に伝へ以て治療せしむ事を惜まざるへし

足下の従僕

エル デューリー

謹白

長崎副鎮台足下

右之通和解仕候 以上

六月九日

何礼之助

これに対する奉行所の返事は、御勘定方、御目付方、組頭及び応接掛の協議の上、六月十四日(陽曆七月二十日)に発せられた。

去九日六十二年 附之書翰披見いたし候伝染病予防之義ニ付ケ条書を以懇切ニ示さるゝ処并肝要なる眼病之薬方をも教へ伝へんとの趣深辱之至所感謝し候早速奉行に告知及候処喜悅不斜候依而示しの如く食禁之ケ条を初速に市民共へ触示さんとす且眼薬之義ハ其薬法を習はしめんが為め一書生を足下之館へ差遣さんと人撰ニ及び居候右厚意之段ハ面会之節礼謝可申述候先此段挨拶旁如此候謹言

文久三年六月十四日

中台信太郎(花押)

ゑる てゆうりい足下

## 第十一節 ポードウインの来任

デュリーがフランス領事に就任したのは文久二年十一月九日（一八六二年十二月二十九日）で、ローレイロの後任として来港し、翌日、奉行所は招聘状を發したので、十一月十一日（十二月三十一日）、就任挨拶を奉行所で行なった。後年、広運館教師となったり、わが国最初の鐘詰を起させたり、明治四年十月、大阪居留地に赴いた際、京都府中学語学校教師に雇われ、京都に招聘されて、明治五年一月より三年間、雇入条約を取結んだ。文中の眼薬は、nitrate d'argent 硝酸銀である。

さて、ポードウインは往診を乞われることも多くなつたので、その手続きが長崎奉行所から達せられた。

### 支配向江

蘭医ポードエン呼寄診療相願候もの者其段養生所江直ニ願立  
可得差函事

右之趣支配之もの江茂可相達候

亥八月 月 （文久三年、手頭留、公事方）

ポードウインは眼科だけが得意な訳ではなかったが、その講義のうち、眼科の講義は当時としては最も新しい学説を多く伝来し、精彩を放つものであった。元来、ポ

ードウインの研究はオランダの生理学者ドンデルス Don-  
ders（一八六三年、即ち文久三年には、眼内圧測定器を  
發明した。）のもとで行ったので、生理学及び眼科学に優  
れていたのである。又、外科学については長与専斎が藩  
主大村純熙の銃創治療に関する思出を『松香私志』に書  
き留めているが、ポードウインの適切な指示によって、  
良好な予後を得たのである。ポードウインの眼科治療は  
トラホーム治療、斜視眼手術、眼瞼成形術などの他、ヘ  
ルムホルツ検眼鏡、アトロピン、硝酸銀などの応用によ  
つて、その技術に精密さを加えていたが、養生所にはポ  
ードウインの着任後、眼科特別室（手術室）が設けられ  
る程になったのである。又、ポードウインはカラバル豆  
の抽出液カラバルエキスを使用したが、これは明治以後  
まで広くわが国の医師が使用したものである。

さて、養生所俗事取締を勤めていた御役所附武井忠四  
郎は、文久三年九月（一八六三年）にその任を免ぜられた  
が、養生所の機構改革は奉行所のそれと共に行なわれる  
ことが多かった。文久三年の奉行所の警備配置を示した

「諸場所手割書」から、養生所の分を示そう。

養生所詰手割

鈴木卓太郎

東古川町今鍛冶屋町

南馬町本紺屋町

乙名四人

組頭同行使共

八人

右者京地并江戸表<sup>ニ</sup>為御用田中哲輔差遣候ニ付附添申渡候早

々用意可致候

東條悦三郎

右同文言

右之通申渡候間得其意支配之者<sup>ニ</sup>も可申聞候

子四月廿日(二字朱)

(「文久三年、手頭留、公事方」)

このほか、小嶋銀之丞は二十七日(陽曆六月一日)に至り、東上の御役を御免となった。

調役江

(中略)

小嶋銀之丞

今般田中哲輔附添出府申渡候処御人少之折柄ニも有之候間出府之義差免候

右之通申渡候間得其意支配之者<sup>ニ</sup>も可申渡候

第二章 長崎医学の基礎

この五月には物価引下げ令が発せられたり、水戸浪士の騒乱があったり、海軍操練所を神戸に設立したりで、全く多難な幕末の様相が伺えるが、尊皇攘夷、佐幕開港の論議は何時結末がつくとも判らない状態に陥った。六月七日(陽曆七月二十二日)長崎でもそうした情勢に対応して軍艦打建所の事務に重点が置かれるようになった。

調役江

保木旗之助

右会所掛申渡養生所掛者差免其外掛之儀者是迄之通尤御軍艦打建掛之方重ニ相心得書物掛之儀者当分之内相心得候様可被致候  
(中略)

六月

右之通申渡候間得其意支配之者<sup>ニ</sup>も可申渡候

六月七日(二字朱)

この人事異動の文面にもそうしたところが覗われるのであるが、七月に入って、長州兵が京の御所に迫り、八月には征長の令が発せられ、幕府は長州征伐の軍を起したので、世情の混乱はその極に達した。十月六日(陽曆十一月五日)、安藤鈔之助が公事掛養生所掛を申渡され、

第十一節 ボードウィンの来任

同月十八日（陽曆十一月十七日）、花和源次は他の奉行所の人事異動に伴って養生所の兼務を命ぜられた。

調役 江

（中略）

花和源次

右者養生所掛同所御普請懸御用所懸兼勤申渡尤運上所掛当分  
助差免候

右之通申渡候間得其意支配之ものも可申

夫方頭取町夫共

貳拾八人

この年、ヨーロッパにおいてはオーストリアのポリッ  
チェル Politzer がゴム球で耳内送気法を行ない、フラ  
ンスのブロン・セカール Brown Séguard が背髄半  
側損傷の麻痺症状を記述し、同じくフランスのダヴェー  
ヌ Davaine は脾脱疽菌を発見し、ドマルガイ Demer-  
guay はバリーで、陰囊水腫液中にフィラリア仔蟲を発  
見したが、それらがわが国に伝来されるまでには、なお  
十余年を要した。このような伝来の遅延はヨーロッパか  
ら云えば世界の涯とも云える日本に与えられた宿命でも

あったろうが、遅れながらも次第に研究は受入れ、日  
本独自の医学を興隆すべき日もそう遠くはなかったの  
である。余り条件のよくない時代的環境と研究の場を充分  
に与えられなかったわが国の医師たちにとってはそれほ  
ど急激な進歩を求めるべきでもなく、又それほど大きな  
期待をかけるべくもなかったが、そのことは当時の学生  
たちも自覚するところがあり、そのために却って研修の  
準備を怠らなかったのである。

文久四年（一八六四年）には、正月勿々、將軍家茂の  
再上京があり、警戒も次第に嚴重にされねばならぬ状態  
になった。同年二月二十日（陽曆三月二十七日）、改元  
されて元治となり、翌日には、その詔勅が発せられた。  
この発表が京より長崎に伝えられ、長崎奉行所が調役を

通じて支配の者に達したのは、三月十日（陽曆四月十五  
日）であった。この改元後一月目ころ、奉行所は再び人  
事異動を行ない、養生所掛の人員を増加した。何れも兼  
勤の発令であるが、門人千人に及ぶと伝えられるボード  
ウィンの医学伝習の効果が漸く現われ始めたものと考え

られるのである。

「元治元子年、文書科事務簿、御手頭留、公事方」の  
任免文書中、養生所関係のものを引用しよう。

調 役 江

(中略)

小川平太左衛門

右者芸術掛差免養生所掛へ是迄之通可相心得候

花 和 源 次

右者書物掛養生所掛兼勤申渡候

右之通申渡候間得其意支配之者可申聞候

子 四 月

これは四月十日(陽曆五月十五日)と四月二十日(陽曆  
五月二十五日)の任免文書である。(前の文書は四月十  
日付、次の文書は四月廿日付)幕末の風雲急なものがあ  
り、四月には京に見廻役が置かれ、五月には攘夷並びに  
長州処分勅命が幕府に発せられた。奉行所でも調役を  
通じて養生所掛の役人を京に派遣した。即ち次の命が達  
せられたのである。

調 役 江

田 中 哲 輔

第二章 長崎医学の基礎

右者京地并江戸表江為御用差遣候間早々用意可被致候

小嶋 銀之丞

小川平太左エ門

右之通申渡候

子十月十八日(二字朱)

これより先、この年正月十四日(一八六三年三月七

日)に江戸幕府は戸塚静伯、土生其豊、竹内玄庵、佐藤  
道碩、松本銚三郎、池田謙斎の五人を長崎に派遣し、ポ  
ードウインの医学伝習を受けしめることになったが、更  
に十一月二十四日(陽曆十二月二十二日)、大槻玄俊、

緒方洪哉、戸塚静伯、竹内玄庵、松本銚太郎、土生玄豊、  
池田謙斎の医学伝習を発令している。(元治元子年、文書  
科事務簿、御手頭留、公事方)

支配向江

御番医師並

医学所勤向見番

大 槻 玄 俊

同

医学所教授職

緒 方 洪 哉

第十一節 ボードウィンの来任

奥御医師

静春院養子

戸塚 静 珀

同

渭川院惣領

竹 内 玄 庵

同

医学所頭取

良順惣領

松 本 銈 太 郎

同

玄昌次男

土 生 玄 豊

奥詰医師

医学所預り

同所頭取助手伝

玄仲養子

池 田 謙 斎

右者为医学伝習被差遣候間従江府申来候間為心得相達候

子十一月廿四日(三字朱)

このうち、前より引続いてボードウィンの伝習を受けていた人もあったが、池田謙斎は明治四十二年正月元日付、緒方惟準(洪哉)宛書簡(緒方富雄博士蔵)に長崎留学当時の同学の人々を回顧し、佐藤道碩、土生玄豊、竹

内玄庵(後の正信)、松本銈太郎(後の銈)、戸塚静伯(通称文海、本姓は中桐氏で、万延元年に戸塚静海の嗣となり、長崎に留学した。)及び大槻玄俊の死歿を歎いているが、これによれば、長崎に幕府が派遣して池田謙斎(多仲)と共に留学したのは八人であった。その書簡を次に示そう。

御満堂様には御機嫌能被為遊御重歳奉恭賀候次ニ弊家一同無異加齡罷在候間御休神被下度候 曾テ昔年医学伝習之為め長崎表ニ幕命に依り派遣サレシ八人の中松本土生竹内佐藤戸塚之五氏ハ逐年黄泉之客トナリ本年ハ大槻君も終に白玉楼之人となられ候明治四十二年之春を迎ひしハ貴君と小生二人而已 豈祝せざるべけんや謹言

明治四十二年一月元日

池 田 謙 斎

緒方惟準先生

侍曹

ところで、謙斎は長崎留学当時を回顧し、ポンペとボードウィンの医学教育を比較し、戸塚文海が校務を執っていたこと、通学生と寄宿生を合せて百二・三十人であったこと、ボードウィンに最初に授業を受けた課目が生

理学と眼科学であったことなどを「長崎の留学は、まる三年位の月日であった、私共のゐた頃は、既にポンペが帰て、ボードウィンが代つて来てゐた時なんで、別に校長と云ふものがなかったが、戸塚が一番年長者だったから、重な校務を取てゐた。学校は精得館と名づけて、病院も設けられて居たが、当時諸藩から集て居た書生は、かれこれ百二三十名、内五六十名は校内の寄宿舎に、其の他は市中に下宿して居た。

ポンペ来朝当初の教育は、時勢相応荒らっぽいもので、矢張解剖、生理、薬剤、内科、外科、の大略を授けたものじや。当時其筆記の松本から伝播されたものを見たが、抜書のやうなもので、今日から云へば、極めて簡易なものじやったが、併し当時は話も十分出来ないのだから、通弁に依て、一々それを書き取たので、苦心のほどは思ひやられる。それに初めはポンペに就て修学するといふこと、其ことが甚だやかましかったので、松本の門人にならぬ内は、ポンペの所へ行かれなかつたのじや。即ちポンペは出島に蟄居して居て、此以外には濫りに出られ

ぬ。それで薩摩とか、筑前とか、各藩から学生を頼むと、松本がそれをつれてポンペの所へ行き、従士目付立合の上、和蘭の通事が通訳して聞かしたものじやそうな此時分には未だ洋学の出来ない人が多く、殊に会話などに達して居た人は極めて少なかったから、始終通弁が付いて居たのじや。左様私共は一生懸命稽古したので、一年半許の後には少々出来だした。

私共の長崎に行て、一番初めに授かつたのが、生理学と眼科学で、此二つをボードウィンにやつて貰た。ボードインは曾てドンデルスといふ人と共に、生理学の著述をしたこともあつて、生理は得意の方であり、又眼科も大に自得して居たので、私共は当初之れを毎日の正課として、順々に講釈して貰ひ、夜になるとその筆記を書き直して勉強したものじや。当時生理学をやるにも、参考書が無いので、ボードインに頼で、コストルの生理書、其他内科、外科、眼科などの新版ものの蘭書を注文したが、やがて五ヶ月ばかりもかかつて、それが到着した時は、実に嬉しくてたまらなかつた。最も精得館には、既に多

少の医書が備はって居たから、ストロンマイエルの外科書だの、ニーマイルの内科書などは、ここのを借りて読むで居た。併しこれらの書物は大抵逸の原著について蘭人の自国語に翻訳したのじやった。それから解剖は緒方の門人になってから、松本の解剖書をやり、プレスといふ和蘭の解剖書なども大分読むで居たので、解剖だけは長崎時代以前から心得て居た。当時学校通ひの有様はと云ふと、朝八時から十時まで講釈をきく。十時から十二時迄が入院患者の廻診。午後一時から外来患者の診察といふ定めじやったが、なか／＼患者が多いので、いつも予定通りに済んだことはなかった。それで西洋人は大抵二時頃に食事をする習慣だから、正午過ぎになっても平気で執務してゐるけれども、我々はいつも昼飯が遅くなるので閉口した。私は当時寄宿舎には居らないで、大村町の官宅に這入て居て、それから毎日通学してゐたのだから、いつも午時になると空腹でたまらぬので、始終弁当を持って通つて居た。其時分私共に通弁をして呉れたのは、高橋正純といふあの大阪で病院長をしてゐた人で、

当時此人は病院の薬局長をして居た。」と述べている。

謙齋の留学当時の様子が覗われるが、この回想は精得館となつて以後の記憶が含まれている。文中、ストロンマイエルはドイツのストローマイエル Stromeyer 又、ニーマイルは同じくドイツのニーマイル Niemeyer である。当時の時間割も午前八時より十時までに講義をなし、十時より正午まで入院患者の回診、午後は外来診療となつていたと云つてあるが、これはポンペの時代とは全く異つており、臨床家としてのポードウィンの姿がよく描かれてゐる。そして、ポードウィンの講義は生理学と眼科に重点を置いて講義したのである。

ポンペの帰国後、松本良順が江戸の医学所に移つたので、良順の行つていた頭取は八木称平に托されたが、その後、戸塚文海（内科兼務）がその任に当り、更に相良知安及び高橋正純（薬局長兼務）がこれを継ぎ、次いで、竹内正信及び池田謙齋が維新に至るまで学生取締を行なつてゐる。その門人としては、上記の人々の他、ポンペ時代から引続きポードウィンに師事した人を含めると千

人に上ると伝えられているが、橋本綱維、綱常兄弟、半井澄、三崎宗玄、岩佐純、山本良哉（匡輔）、高桑道準（実）、安村江痴、馬嶋清治、山内徳三郎、熊谷亮海、近藤介石、近藤原賢、宇都宮碩道、戸塚柳三、北尾見輪、松本圭太郎、山本芹香その他の人がある。今、文久二年正月半井仲庵、元端父子の長崎留学に伴い、ポンペに入門し、松本良順が江戸に去る時、良順に従って江戸に赴き、更にそれに伴って江戸に向った二十二人に随行した橋本綱常（左内の弟）の回想を明治初年までの次に掲げよう。（主として『橋本左内言行録』所収、「橋本綱常言行録」による。）

福井に帰郷後も、藩の医学校に通い、ポンペの原書を独習し、傍ら福井の人々を治療していたが、翌元治元年十月には禁門の戦を機会に、長州征伐が行なわれ、藩主松平茂昭に率いられて、小倉に出征した綱常は、その後間もなく長州が恭順したので藩主の命により、高桑道準（実）と共に翌慶応元年、再び長崎留学に赴いた。当時長崎にはポンペの後任ボードウィンが教鞭をとっており、

福井藩からは次兄綱維の他、半井澄、三崎宗玄、岩佐純、山本良哉（匡輔）等が留学していた。

綱常は、ボードウィンの講義中、いつも「ボードウ（黒板）の下の板の間に座し、黒木綿五七桐紋の衣服を着し、小倉織の縞袴で謹聴し、他の人が皆、筆記録と墨料を取り出して、且つ聴き、且つ筆記するのを例としたのに、綱常だけは一見恰も冷淡な様子であった。然し、後に試験の際には、逡巡して明答し得る学生が少いの、綱常だけは辯論流れるようで、然もその簡要にして正鵠を得た解答をなし、更に反問すると、詳細であった。又、ある日、ボードウィンが、講義中、特意の個所を教える時、口角泡を飛ばし、上髭の末端に小泡沫の様に聯ったのを見て、思わず微笑したところ、教師に聞え、一睨みされた上、叱られ、畏縮したというが、これは後年まで、思出話として破顔、頭を撫でたと伝える。

それから長崎の同窓多納光儀の話によれば、ボードウィンが病院で講義する際、いつも「キンストレーキ」即ち、人体紙型を一々指で示して講じていたが、綱常は何

時の間にか病院の看護室に住み込み、看護人と同居し、この「キンストレーキ」の腹部を開いて、内臓を取り出し、自分の室に持ち帰り、仔細に熟覧して講義で聞いた要点と照合していたと云う。

この第二次の長崎留学は一年八ヶ月で、慶応二年八月まで続いた。然し、此の間も世情騒然としていた。慶応元年九月、長州征伐のため、將軍家茂は軍を率いて江戸より大坂に出征、翌二年、大阪城で病歿したのである。

慶応二年八月、二十二才で帰国した綱常は、以後、約一年間、福井で診療に従事し、藩校済世館を刷新し、十二月、奥外科医兼医学教授助となった。慶応三年八月に至り、綱常は再び江戸の松本良順の塾に留学を命ぜられたが、綱常は早くから海外留学の志があり、横浜のオランダ人医師マイエルにヨーロッパの風習を尋問したり、又、マイエルに依頼して、福井の病院設立に要する器械、書籍をオランダに注文した。時価約六百両であった。処が、これは綱常の独断によるもので、註文品が着荷し、藩庁に申請し、病院設立の要を説いたが、藩吏の容るる

ところとならず、国事多端の折柄、医学器械など購入する時期ではないとし、専断を怒り、綱常を疎狂の徒とし、再度申立てる場合は科に処するかも知れない様子で、遂に窮余の一策として、薬種商山田十郎太郎の斡旋を得て、器械を大阪病院と高峰讓吉の父の勤める加賀病院に売却した。その後、母に対面するために帰郷した同年十二月まで、松本良順の塾で学ぶ傍ら、西洋医学所助教を勤めた。

慶応三年十月十四日（一八六七年十一月九日）、慶喜の大政奉還があり、同年十二月九日（一八六六年一月三日）、明治天皇の王政復古の大令が下った。然し、東北諸藩、特に会津藩は頑強に官軍に抗戦したので、明治元年六月、会津征討軍が起され、若松城攻略が行なわれた。その際、綱常は薩摩、長州、肥前、安芸の各藩と共に行を共にした福井藩に属し、越後口を経て会津に至った。この従軍に当っては、綱常は次兄綱維と共に時の軍監堤正誼と論争の末、野戦病院を組織し、越後柏崎の不動病院に綱維が院長となり、越後口動病院には綱常及び山本匡輔が勤務した。動病院は常に戦線に近い寺院などに設けて、投

薬者と共に傷病兵の治療に当り、更に不動病院に後送した。主に、アルコール消毒を行ない、包帯も綿撒糸を用い、副木なども使った。綱常は寸暇をさいて読書し、オランダ訳のクロース、ストローマイエル、ベルナル及びニーマイエル等の著書により、ヨードチンキを有効に用いたり、チフスにキニーネを投与し、先に藩で買上げなかったオランダ製の切断器械等を実地に使って、好果を得た。イギリス公使館附医官ウィリスは官軍に属して越後口にあつたので、その上・下肢切断術を実見し得た。九月二十二日(陽曆十一月六日)、若松開城後も綱常は柏崎大病院に留つたが、綱常は同地を去り、藩兵と共に十一月十三日(陽曆十二月二十六日)、帰郷した。

翌二年、藩内の伝染病猖獗に際して、実状に接した綱常は、悪疫流行の原因を貧困にあると考え(これはポンペの講義題目にも見える)、貧民の治療又は予防の資力を援助するため、藩立病院を設立し、防止に努めるように藩に進言した。綱常は病院については長崎でその経験があり、軍事病院も戊辰の役で経験しているので、病院

の必要を痛感していた。そして官に請い、兄綱維、山本良哉、馬淵玄仙等の有志と謀り、施療病院を設立した。

これは藩立病院の嚆矢と云われる。それは「養病院」と称し、岩佐純の病院に置かれ、綱維が病院長、綱常が当直医となった。そして病院の食料、薬品等は藩に支給を受けたが、従業員は殆ど無給であつた。翌三年春には病院は本願寺別院西御堂に移り、医学所を合併して「病院」と称した。後に市内五箇所、即ち、孝頭寺、鎮徳寺、成覚寺等に「分病院」が置かれ、綱常は成覚寺分院頭取に就任した。当時、綱常は「人の言語を聞き取つてこれを他人に話すことは容易の業ではない。だからこれをよく研究修業するには、応接係に限る」とか、「当直の際は西洋立志編を読むように」とか、田中政三に語つたと伝えられる。そして田中政三には一夜置きに理学提要を教え、綱常は解剖書を読み、それより後は、「医者が薬を出すだけではないけない、解剖をすることを研究し、医学を研究して医術を進歩させるべきである。私も一層これを勉強する」と佐々木悌全、奥田秀的に話したという。

## 第十一節 ボードウインの来任

これは明治二年頃のことであった。橋本綱常は後に陸軍大臣大山巖と共にヨーロッパ旅行に出発した際、諸国赤十字社の状況調査をなし、日本赤十字社が第四次国際会議に委員を送る準備を完了した。又、外科学に詳しく、ベルリン外科学会で報告し、ランゲンベックに称賛された。次に戸塚文海の略伝と池田謙斎の墓碑銘を附記する。

戸塚文海の諱は正孝、字は子成、通称は文海、本姓は中桐氏で、備中玉島の人である。幼時、学を郷の先輩に受け、医学に志し、十六才の時、宇田川玄真撰、文化二年刊の『医範提綱』を読み、大いに悟る処あり、洋学を学ぼうと思ひ、大坂に至り、緒方郁造の門に入り、その後、江戸に出て、坪井信道に随つて泰西医学を修め、医学生間に盛名があつた。萬延元年（一八六〇年）、二十六才で、幕府の侍医静春院法印戸塚静海にその才学を愛され、養嗣となつた。この時、長崎の伝習所にポンペが教授していたので、幕命を受け、遊学し、更に後、松本良順氏に代つて伝習所を督していたが、ポンペの帰国後は、ボードウインに随つて研鑽し、又医学生を教督した。

ボードウインは文海の内科に精なるを称し、内科病室を挙げて文海に托した。

慶応三年（一八六七）年、徳川慶喜が宗家を継いで將軍になつた時、文海を長崎より召して侍医とし、常に傍らに侍さしめたが、医学の他、洋学に關してその顧問格となり、教示した処が多かつたと云う。この時に當つて文海は大いに豪商紳士に説いて市立大病院を起そうとしたが、間もなく、維新の騒乱となり、企画は実現しなかつた。慶応三年十月に慶喜が大政を返上し、上野に謹慎した際、文海は随つて侍した。徳川家が封を駿河に受けた時も従つて駿河に移り、林研海等と共に諸生を教督した。そして、維新政府はしばしば招聘したが辞して起たなかつた。明治五年五月、勝海舟の懇通により、遂に維新政府の徵に応じ、同十月、海軍大医監に任ぜられ、同九年二月、海軍々医総監に陞任した。この時は恰も帝国海軍の創立に際しており、海軍衛生医務の事業において経営規画する所多く、遂に帝国海軍衛生医務の事業を創始した。同十年の役に功を樹て、勲二等に叙され、旭日重光

章を賜わり、自ら久しく栄職にあつては後進の進路を妨けることを慮り、同十六年十月、病を称して職を辞し、願によつて本職を免ぜられ、家に籠つた。ところが、文海の盛名は都下に嘖々としていて、辞職後も静養することができず、病客は門に充ち、車轍の静かな日とてなかつた。文海が職を奉じていた余暇に高木兼寛と謀り、首として自ら資を投じ、他を誘つて、東京慈恵院を設立し、一は医学の実修とその進歩を謀り、一は貧苦無辜の病民を救療するを期し、その恵に浴するもの多く、遂に現代の盛況に到つた。晩年、専ら病客を謝し、静居安養し、点茶・開香に閑を消したが、その交る所は頗を博く、晝画珍器も多く蒐集していた。

その妻配戸塚氏は早く歿し、子がなかつたので、久保氏を娶り、六男二女を挙げた。嗣文雄、三男久保春海は共にドイツに留学し、林氏の子を養子としたが、それは海軍々医大監戸塚環海で、英独に留学せしめた。環海も頗る学名があつた。文海が病臥すると、門人等は四方より集り、病床に侍したが、その病が危くなるに臨んで、

特旨を以て従三位に陞叙せられた。享年六十七才であつた。(明治三十四年九月十二日「萬朝報」二千八百六十三号による。)

#### 謙齋池田先生墓碑銘

家叔父謙齋池田先生即世之明年。嫡孫秀一君欲表其墓。來徵予文。予也幼而失怙。年甫十二。遊于東京。寓先生之家。先生視予猶。訓誨不倦。予之有今日。寔先生之賜也。已有師父之恩。又有叔姪之親。墓表之事。固当自任也。謹案。先生本姓入沢氏。諱秀之。少字圭介。後桂太郎。又謙輔。越後蒲原郡西野人。皇考曰健藏。有二子。長即予先人。次即先生也。先生幼慧敏。好學。遊戲与群童。弱冠遊于江戸。学劍讀書。時海内多故。処士橫議。尊攘開港。粉糾亡熈。先生謂。治國治病。其功一也。寧為良医。亦勝良相乎。乃決志專攻洋法医学。当是時。漢医尚熾。洋法未興。先生謂。泰西医学。闕幽拆微。練精易形。必中肯綮。非漢法医說荒唐之比也。乃入幕府医学所。師事緒方洪庵。未幾。為幕府医官池田文仲所養。冒其姓。元治元年。承幕府命遊學于長崎伝習所。師蘭人蒲田因等。学大進。偶有維新之變。避乱上海。後歸江戸。会幕軍転戦常総間。先生奮起赴難。自任医事。既而王政維新。任大小学少助教。兼少典医。明治三年冬。選為海外留學生。經米國抵普魯西。入伯林大学。研鑽七年。卒業帰朝。直拜陸軍軍医監。兼侍医。又任東京大学医学部総理。大改医学教育制度。

第十一節 ボードウインの來任

革絃更調、事功可觀。丁丑之役。在肥薩間。治療傷病。事平。敘勲四等。賜年金。二十一年。授醫學博士。二十二年。任侍医局長。二十七八年役。扈從變興。在広島。以功敘勲一等。三十一年。以病辭職。天朝特命列華族。授男爵。三十五年。任官中顧問官。大正四年。授旭日大綬章。大正七年四月某日。

病革。事聞天闕。特敘正二位。且有恩齋。月之三十日。遂不起。距生天保十二年十一月一日。得年七十八。葬于東京谷中。元配繼後配俱池田氏。玄仲女。皆先歿。先生有十二男八女。嫡男秀男繼家。無幾病歿。孫男秀一襲嗣。男信明嗣安部子爵家。男謙三冒鈴木氏。男亥之吉冒島村氏。充四郎反五郎広之菊男駿次駿三猶在家。女敏子。適大野新一。女斐子。適高崎康忠。女清子。適竹山祐卜。季女栄子未適。余皆歿。先生薨也。天皇皇后遣侍從賜幣帛及賜三千金。人以為榮。先生天資聰明恪勤過人。事父母至孝。姑氏齡九十。饗饌尚在。先生

日夕承歡。奉養莫懈。初先生之入侍医局也。内家諸娃。多不怡新法。先生毅然排漢揚洋。屢施起死術。於是宮中無復有問之者。侍医寮之有今日。先生之力居多焉。嗚呼。先生起身草萊。發憤學医。有大造詣。終至以斯道尺天顏。医人之榮極矣。此豈止先生一身之寵幸。抑亦一家百代之榮也。為之子孫者。庶幾勿忘報本反始之道。乃作之銘曰。

起身草萊 列名雲台 学府拱壁 医林鉅材  
卓哉国手 択学得宜 夙遊海外 妙尚弗該  
振鐸辟雍 衆仰良師 委身軍旅 世称良医

翼翼挺挺 出入天墀 肯進新法 長留清規  
天錫爵祿 斯道不卑 余慶千載 勒銘豐碑  
大正八年二月初吉

東京帝國大學醫科大學教授醫學博士

入沢達吉撰

なお、ボードウインは元治元年十一月十六日（一八六四年十二月十四日）より十二月十五日（一八六五年一月二十三日）まで、日数三十日分の運上金より、一日十五枚宛、四百五十枚、入手しているが、これが幕末期の雇教師の普通の受領額であった。（元治元年子八月七日と至十二月、諸書留、会所運上所掛し）